

# 初診および再診時にかかる選定療養費の改定について 重要なお知らせ

健康保険法施行規則等の省令改正に伴う令和4年度診療報酬改定により、初診および再診時にかかる選定療養費が以下のとおり変更となりました。

種類		令和4年9月30日まで	令和4年10月1日より
非紹介患者 初診加算料	医科	5,000円	7,000円
	歯科	3,000円	5,000円
非紹介患者 再診加算料	医科	2,500円	3,000円
	歯科	1,500円	1,900円

(税込)

現在、わが国では、日常的な診療は「診療所」「クリニック」、より専門的な診療は「病院」、という医療機関が互いに連携し、役割分担していくことが推進されています。

当院は、**紹介予約制**を導入し、地域医療支援病院として「かかりつけ医」からの紹介状をもとに、入院が必要な治療や専門的な検査・治療を行う急性期医療を提供する役割を担っています。当院での治療が終了し、症状が安定されれば、お近くの「診療所」「クリニック」、いわゆる「かかりつけ医」に診療をお願いしていきます。

## 初診および再診時にかかる選定療養費とは？

「非紹介患者初診加算料」と「非紹介患者再診加算料」があり、どちらも紹介状なしで受診した場合に、診療費とは別にご負担いただくものです。

当院の場合、以下のような場合にご負担の対象となります。

### 【非紹介患者初診加算料】

- 初めて受診する場合
- 以前受診した疾患が医学的判断で治癒し、別の疾患で受診する場合
- 診療を自己都合で中止された場合
- 前回の受診後、**6か月以上**経過し、同診療科に予約がない場合（フォローアップの場合を除く）
- 通院されている診療科と異なる診療科に受診される場合（院内紹介を除く）

### 【非紹介患者再診加算料】

- 当院から他の医療機関への紹介状を発行したが、当院での受診を希望された場合

ご負担の対象とならない場合 ※【 】は非紹介患者再診加算料は対象

救急の場合・一部の公費を除く公費負担医療制度受給者・【院内紹介の場合】・【検診結果で精密検査となった場合】・外来から入院となった場合・【地域に当該診療科がない場合】・【治験協力者】・災害・被害者・労災、公災、交通事故、自費診療の場合・その他、保険医療機関が当該保険医療機関を直接受診する必要性を特に認めた患者

お近くに「かかりつけ医」をお持ちいただき、「かかりつけ医」からの紹介状をご持参いただきますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。